

クリスタルタワー駐車場管理規則

1990年 9月

・

・

・

2016年 6月 改訂

2024年 3月 改訂 ※下線記載箇所改訂

クリスタルタワー事業所

目 次

	頁
1. 駐車場所有者の名称及び所在地	1
2. 駐車場管理者の氏名及び住所.....	1
3. 通 則	1
4. 管理規制の承認	1
5. 駐車の取扱い	1
6. 駐車料金	2
7. 供用時間	2
8. 駐車場の入出及び駐停車場所	2
9. 駐車場内の車両通行	3
10. 遵守事項	3
11. 駐車位置の変更	4
12. 出庫の拒否	4
13. 駐車時間の制限	4
14. 駐車できない車両	5
15. 入庫の拒否	5
16. 駐車場の閉鎖	5
17. 駐車場の不正利用	5
18. 定期駐車料金の割出し払戻し	6
19. 保管責任及び損害賠償	6
20. その他	7

クリスタルタワー駐車場管理規則

1. 駐車場の所有者・名称及び所在地

- (1) 所有者 株式会社 竹中工務店
- (2) 名称 クリスタルタワー駐車場
- (3) 所在地 大阪市中央区城見1丁目2番27号

2. 駐車場管理者の氏名及び住所

- (1) 会社名 株式会社 アサヒファシリティズ
- (2) 住所 大阪市中央区城見 1丁目2番27号

3. 通 則

駐車場の業務運営に関する事項は、この規則によって取扱われます。

4. 管理規則の承認

利用者は、この規則を承認のうえ、駐車場を利用するものとします。

5. 駐車の実施

駐車場を使用する車両をその使用基準により、次のように取扱い致します。

(1) 契 約 車

株式会社竹中工務店（以下「当社」という）と契約を締結し駐車場を使用する自家用自動車及びこれに類する車両とします。

(2) 納 品 車

この建物のテナント各社、各店に対し、定期又は不定期に納品及び資材の集配送のため入庫する車両とします。

(3) 工 事 車

この建物内における工事及び作業の施工に伴い必要とする車両とします。

(4) 一 般 車

前各号以外の車両とします。

6. 駐車料金

(1) 一般車

30分毎に400円の料金を申し受けます。

※夜間料金 23:00～7:00 3,000円

(2) 契約車

契約書の定めによることとします。

(3) 納品車

30分毎に400円の料金を申し受けます。

(4) 工事車

30分毎に400円の料金を申し受けます。

7. 供用時間

駐車場の供用時間は、次の通りとします。

(1) 一般車の営業時間は、7:00～23:00 とします。

(2) 開・閉門時刻は、次の通りです。

開門 南・北門 7:00

閉門 南門 20:00 北門 23:00

(3) 閉門後の入出庫については、B1F保安室にお申し出下さい。

8. 駐車場の入出及び駐停車場所

(1) 契約車

① 契約車は入庫の際、車のフロントガラス内に定期駐車券プレートを必ず掲出して下さい。

② B2Fへ駐車する契約車は、B2F 駐車場入口の駐車券発行機に「定期駐車券」を通して自動ゲートが開けば入庫し、白線で囲まれた指定場所に駐車して下さい。

③ 出庫の際は、駐車券発行機に「定期駐車券」を通して自動ゲートが開けば出庫して下さい。

(2) 前号以外の車両

- ①前号以外の車両は、B2F 駐車場入口の駐車券発行機から「駐車券」を抜き取り、自動ゲートが開けば入庫して下さい。
- ② 駐車場所は、次の通りとします。
 - ・ 納品車は、B2F の納品駐車場に駐車し、速やかに作業を行い出庫して下さい。なお、B2F に入ることでできない車両については事前にお申し出ください。
- ③ 出庫の際は、駐車券発行機に「駐車券」を通して所定の料金を支払っていただき、自動ゲートが開けば出庫して下さい。

9. 駐車場内の車両通行

利用者は、駐車場内の車両通行について、関係法規のほか次の事項を遵守して下さい。

- (1) 走行にあたっては毎時 8 km 以下の速度で徐行し、入出車等安全を十分確認すると共に、過剰な排気ガスの防止につとめて下さい。
- (2) 追越しは絶対にしないで下さい。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を、優先して下さい。
- (4) みだりに警笛を使用することなく、静かに運転して下さい。
- (5) 標識や信号機の表示、又は係員の指示に従って下さい。

10. 遵守事項

利用者は、前項（駐車場内の車両通行）の定めのほか、駐車場内において次の事項を遵守して下さい。

- (1) 駐車場内は禁煙です。又、火気は使用しないで下さい。
- (2) 塵芥は所定の容器に捨てて下さい。
- (3) 駐車位置は、白線内に正しく駐車させて下さい。
- (4) 駐車位置周辺は、車以外のものを置かないで下さい。

- (5) 駐車場において飲食は禁止します。
- (6) 他の利用者の駐車場所や機械室、電気室、倉庫等の中へ、みだりに立ち入らないようにして下さい。
- (7) 駐車場内において飲酒、賭事、又は喧騒にわたる行為等はしないで下さい。
- (8) 駐車場内において、宿泊はしないで下さい。
- (9) 駐車場内では、駐車中の車両は、エンジンを必ず停止させて下さい。
- (10) 車より離れるときは窓をしめ、扉やトランクは必ず施錠し、車内に貴重品類を残留させないようにして下さい。
- (11) 駐車場の施設、器物、他の車両、及びそれらに対する取付物等に損傷を与えたとき、又はその他の事故が発生したときは、直ちに係員に届けて下さい。
- (12) 駐車場の消火設備に対しては、緊急時以外は絶対に手を触れないようにして下さい。
- (13) 前各号(1)～(12)のほか、駐車場の業務や他の利用者の妨げとなる行為をしないで下さい。

11. 駐車位置の変更

駐車場の管理上、必要のある場合は、駐車位置を変更することがあります。

12. 出庫の拒否

管理者は、次の場合に駐車した車両の出庫を拒否することがあります。

- (1) 利用者が、正当な理由がなくて駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が、一定の駐車料金を支払わないとき、又はカードを提示しないとき。
- (3) 駐車場において事故が発生し、又はその恐れがあるとき。

13. 駐車時間の制限

- (1) 管理者が、特に必要があると認めた場合のほかは、時間貸駐車場の利用者が同一車両による引き続いての駐車時間は、5日間を限度とします。

但し、有効期間中の契約車カードを利用の車両は、この限りでは有りません。

- (2) 管理者は、前号(1)の規則により 5 日間を超えて無断で駐車している車両に対しては、駐車位置の変更、又は、所有者への引き取り通告等、必要な処置を講ずることができるものとします。

14. 駐車できない車両

- (1) この駐車場に駐車できない車両は、積載物、又は取付物を含めて次表の通りとします。

長さ	幅	高さ	重さ
4.7 m以上	1.7 m以上	2.2 m以上	3.5 t 以上

- (2) 前号(1)のほか、駐車場の管理上支障があると認められるものは駐車できません。

15. 入庫の拒否

管理者は、駐車場が満車であるときは、入庫を停止するほか、次の事項に該当するときには、入庫をお断りします。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、及びそれに対する積載物を滅失し、毀損させ、もしくは汚損する恐れがあるとき。
- (2) 車両備付けのガソリン携行罐を除き引火物、爆発物、その他危険物を積載しているか、又は取付けているとき。
- (3) 著しく騒音や臭気を発するとき、又はその恐れがあるとき。
- (4) 非衛生的なものを積載しているか、又は取付物より液汁を出し、もしくはこぼす恐れがあるとき。
- (5) 前各号(1)～(4)のほか、駐車場の管理上、支障があると認められるとき。

16. 駐車場の閉鎖

駐車場の管理上、必要のある場合には、出入口の閉鎖をすることがあります。

17. 駐車場の不正利用

- (1) 利用者が、駐車場料金所で所定の駐車料金を支払わないで出庫したときには、所定の駐車料金の2倍相当の割増金を貰い受けます。
- (2) 利用者が定期駐車券を次の方法により使用したときは、当該駐車券を無効として回収すると共に所定の駐車料金のほかに、その2倍相当の割増金を貰い受けます。
 - ① 駐車券面の表示をぬり消したり、改変したものを使用したとき。
 - ② 駐車券を有効期間外に使用したとき。
 - ③ その他、不正の手段をもって駐車場を利用したとき。

18. 定期駐車料金の割戻し払戻し

- (1) 既納の定期駐車料金は、原則として割戻しや払戻しは致しません。但し、管理者が特別の理由により特に認めたときは、その一部もしくは全部について割戻し、又は払戻しをすることがあります。
- (2) 次の事由により、駐車場の使用休止、車路の通行止め、もしくは駐車した車両の退避を行ったときは、その日数に応じた定期駐車料金の割戻しを利用者の請求に基づいて行います。
 - ① 天災地変による災害を除き、火災、浸水、爆発、及び施設や器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生したとき、もしくは発生する恐れがあると認められたとき。
 - ② ビル施設の保安や衛生上、駐車場の継続使用が適当でないときと認められたとき。
 - ③ 工事、清掃、又は消毒等を行うため、駐車場の使用の休止等が必要なとき。
 - ④ 前①～③のほか、管理上緊急の措置をとる必要があつて、駐車場の使用の休止等を行ったとき。

19. 保管責任及び損害賠償

(1) 保管の責任

利用者は、駐車券発行機より駐車券を抜き取ったときから、駐車券を出庫により回収するまで、車両の保管の責任を負います。

(2) 利用者への損害賠償

管理者は、駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、ビル施設の不具合により、その車両の滅失、もしくは損傷についての損害を賠償致します。

(3) 車両の積載物に対する免責

管理者は、駐車場に駐車中の車両内に残留された貴重品、及びその他の積載物にかかわる損害については、一切賠償の責任を負いません。

(4) 駐車場の営業休止等による免責

管理者は、不測の事故時（駐車場の全部又は一部について使用の休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め、もしくは駐車中の車両の退避等を行った場合）、これによって発生した利用者の損害については、一切賠償の責任を負いません。

(5) 利用者への損害賠償請求

利用者及びその関係者が、故意又は過失によって駐車場の設備もしくは他の車両等に損害を与えたときは、直ちに管理者や他の被害者に対し、損害賠償の責任を負って頂きます。

20. その他

(1) 規則外の事項

この規則に定めない管理上他の事項については、法令に従い処理することとします。

(2) 規則の変更

管理者は、この規則を変更、もしくは改訂を要する場合は、所有者の許可を得て変更することができます。